

令和6年4月開設分
神戸市事業所内保育事業者
募 集 案 内

神戸市では従業員の児童の定員（以下、「従業員枠」という。）以外に、地域において保育を必要とする3歳未満児の定員（以下、「地域枠」という。）を設ける「事業所内保育事業」（以下、「本事業」という。）の事業者を募集します。

募集の概要

申込書提出期限 令和5年8月10日（木）

募 集 地 域 「北区・須磨区・西区」の一部地域（市街化調整区域を除く）

※ 一部地域の詳細はP.2に記載

募 集 数 1か所程度

- | | |
|--------------------|-------|
| 1. 応募資格・法定欠格事項 | P. 1 |
| 2. 募集地域・募集数・事業概要 | P. 2 |
| 3. 類型と基準 | P. 3 |
| 4. 職員配置・設備基準等の留意事項 | P. 6 |
| 5. 運営費等・改修費等 | P. 8 |
| 6. 選定・申込方法等 | P. 9 |
| 7. 留意事項・問合せ先 | P. 10 |

※本事業は内閣府による「企業主導型保育事業」ではありません。

事業者の応募資格

次に掲げる条件をすべて満たしている法人とします。

- (1) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する「事業所内保育事業」として、同法第34条の15第2項の規定による認可を受けることを前提に事業開始を予定していること。
- (2) 事業者又は保育事業の受託者が保育事業について知識経験を有すること。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる事業者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である事業者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している事業者、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている事業者、その他「神戸市契約事務等からの暴力団の排除に関する要綱」（平成22年5月26日市長決定）第5条各号に該当する事業者でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税、都道府県民税、市町村民税を滞納している事業者、又は代表者がこれらの税金を滞納している事業者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている事業者でないこと。
- (8) 応募時点で神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けている事業者でないこと。
- (9) 社会福祉法人及び学校法人以外の法人の場合、以下のア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 直近の会計年度において、事業所内保育事業所を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3期以上連続して損失を計上していないこと。
 - イ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、または（ウ）に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。
 - （ア）実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、もしくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、または、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
 - （イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、または意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - （ウ）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (10) 施設整備に要する資金の内、施設整備に係る補助金額（詳細はP. 9を参照）を除く事業者自己負担分の資金については、法人名義の普通預金、当座預金等により資金を有すること。もしくは、金融機関等からの融資により上記の事業者自己負担分の資金を確保すること。

※ 金融機関等から融資を受ける場合は、融資の確実性を示す資料を提出すること。
- (11) 上記の施設整備に要する事業者自己負担分の資金とは別に、事業所内保育事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、法人名義の普通預金、当座預金等により有していること。

- (12) 賃貸物件により事業を実施する場合は、以下の要件をすべて満たすこと。
- ① 賃借料の財源については、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。
 - ② 1年間の賃借料相当額を、施設整備に要する事業者自己負担分の資金及び事業所内保育事業所の年間事業費の12分の1以上に相当する資金とは別に、安全性がありかつ換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。
- (13) 複数事業者により共同運営する場合は、主たる事業者を設定し、明示すること。
- (14) 保育事業を委託している場合は上記（3）～（9）をすべて満たす受託事業者とすること。

法定欠格事項

次に掲げる事項に該当する者は選定を受けることができません。

○児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当する者

募集地域

- (1) 北 区：大池・山田・広陵中学校区周辺
- (2) 北 区：北神戸中学校区周辺
- (3) 須磨区：太田中学校区周辺
- (4) 西 区：井吹台中学校区周辺及び室谷地域

※市街化調整区域（都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第7条3項）を除く

※公立中学校の校区詳細については、神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月16日教育委員会規則第9号）別表第1を参照

募集数

1か所程度

事業概要

(1) 定員

下表に従い、定員数を設定すること。なお、定員数の区分に応じ、右欄に定める乳幼児数以上の「地域枠」を設定すること。

定員数 (従業員枠+地域枠)	その他の乳幼児の数 (地域枠)
1～5人	1人
6人～7人	2人
8人～10人	3人
11人～15人	4人
16人～20人	5人
21人～25人	6人
26人～30人	7人
31人～40人	10人
41人～50人	12人
51人～60人	15人
61人～70人	20人

71人以上	20人
-------	-----

※年度途中の復職の妨げとならないよう、施設基準を満たす範囲内で従業員枠での超過受入も可

- (2) 対象児童 保育を必要とする（市が「支給認定」を行った）3歳未満の乳幼児
- (3) 開所時間 1日11時間以上とし、事業者が定めるものとする。
- (4) 休園可能日
 - ・日曜日
 - ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - ・年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (5) 開設時期 原則として、令和6年4月1日までに開設すること。

事業所内保育事業の類型と基準

基準の概要は次表のとおりです。詳しくは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」（平成26年4月30日厚生労働省令第61号）、「神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成26年10月1日条例第20号）及び「神戸市家庭的保育事業等認可要綱」をご確認ください。

	保育所型事業所内保育事業	小規模型事業所内保育事業
利用定員	20人以上 うち、地域枠5~20人以上	19人以下 うち、地域枠1~5人以上
対象年齢	【地域枠】 3歳未満の乳幼児 ※3歳以上児を従業員枠で受け入れる際にも、職員配置・設備基準を満たすこと。	【地域枠】 3歳未満の乳幼児 ※3歳以上児を従業員枠で受け入れる際にも、職員配置・設備基準を満たすこと。
配置職員	【保育従事者】 0歳児 乳児3人につき1人 1,2歳児 幼児6人につき1人 3歳児 幼児20人につき1人 4歳以上児 幼児30人につき1人 <u>＋1人以上配置すること。</u> <u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u> ※職員配置は常時2人を下回ってはならない。 ※常勤の保育に従事するものが各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置されていること。 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に	【保育従事者】 0歳児 乳児3人につき1人 1,2歳児 幼児6人につき1人 3歳児 幼児20人につき1人 4歳以上児 幼児30人につき1人 <u>＋1人以上配置すること。</u> <u>配置基準上の職員は保育士資格を有すること。</u> ※職員配置は常時2人を下回ってはならない。 ※常勤の保育に従事するものが各組や各グループに1人以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2人以上の場合は、最低2人）配置されていること。 ※保健師、看護師又は准看護師を1人に

<p>限って保育士としてカウント可 ※常勤職員とは当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているもの。それ以外のものであって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものをいう。</p> <p>【調理員】 必置。少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員とする。 （調理業務を委託する場合及び連携施設等※から搬入する場合は不要） ※連携施設等・・・当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>	<p>限って保育士としてカウント可 ※常勤職員とは当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。）に達しているもの。それ以外のものであって、1日6時間以上かつ月20日以上勤務するものをいう。</p> <p>【調理員】 必置。少なくとも1人は栄養士たる調理員又は調理師資格を有する調理員とする。 （調理業務を委託する場合及び連携施設等※から搬入する場合は不要） ※連携施設等・・・当該事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>【嘱託医】 必置</p>
--	--

<p>設備基準 ※「職員配置・設備基準の留意事項」もご確認ください。</p>	<p>【保育室等】 満2歳未満：<u>3.3㎡/人以上</u> 満2歳以上：<u>1.98㎡/人以上</u> ※保育室は乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明、換気設備を有すること。</p> <p>【屋外遊戯場】 満2歳以上：<u>3.3㎡/人以上</u> ※屋外遊戯場を付近の公園等公的施設の敷地で代替する場合、乳幼児が安全に移動・利用できる場所であるか、乳幼児が日常的に利用できる場所であることを確認の上設定すること。なお、事業所から公園等への移動に際しては、職員体制（複数の職員を同伴させる等）や経路について、乳幼児の安全確保を徹底すること。 また、利用にあたっては、地元町会や公園を管理する団体等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにすること。</p> <p>【医務室】 設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。</p> <p>【調理室又は調理設備】 本事業を設置及び管理する事業主が事業所に附属して設置する炊事場を含む。ただし、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることが前提。 ※調理室・調理設備の基準については、事前に衛生監視事務所と協議すること。</p> <p>【便所、洗体設備、汚物処理設備】 必置</p>	<p>【保育室等】 満2歳未満：<u>3.3㎡/人以上</u> 満2歳以上：<u>1.98㎡/人以上</u> ※保育室は乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明、換気設備を有すること。</p> <p>【屋外遊戯場】 満2歳以上：<u>3.3㎡/人以上</u> ※屋外遊戯場を付近の公園等公的施設の敷地で代替する場合、乳幼児が安全に移動・利用できる場所であるか、乳幼児が日常的に利用できる場所であることを確認の上設定すること。なお、事業所から公園等への移動に際しては、職員体制（複数の職員を同伴させる等）や経路について、乳幼児の安全確保を徹底すること。 また、利用にあたっては、地元町会や公園を管理する団体等と十分に調整を行うとともに、移動経路も含めて近隣住民等の理解を得るようにすること。</p> <p>【医務室】 設置が困難な場合は、安静が保てるスペース、設備等を確保すること。</p> <p>【調理室又は調理設備】 本事業を設置及び管理する事業主が事業所に附属して設置する炊事場を含む。ただし、離乳食やアレルギー対応など乳幼児に対する食事の提供が適切に行われることが前提。 ※調理室・調理設備の基準については、事前に衛生監視事務所と協議すること。</p> <p>【便所、洗体設備、汚物処理設備】 必置</p>
--	---	---

<p>連携施設</p>	<p>【連携施設】 保育所、幼稚園又は認定こども園との連携が必要（複数の施設との連携も可）。</p> <p>【連携内容】 1. <u>地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿</u> ※困難な場合は、令和6年度末までのできる限り早期に設定すること。</p>	<p>【連携施設】 保育所、幼稚園又は認定こども園との連携が必要（複数の施設との連携も可）。</p> <p>【連携内容】 1. <u>保育内容の支援</u> ・<u>巡回指導・相談</u> →具体的には、連携施設の保育士による相談や月1回程度の巡回指導。 ・<u>集団保育を体験させるための機会の設定</u> →具体的には、2歳児を中心に、連携施設の運営に支障をきたさない範囲で、連携施設の屋外遊戯場の利用や行事の参</p>
-------------	---	--

		<p>加等を行う。</p> <p>・ <u>代替保育の提供</u> →職員の病気等により、保育を提供することができない場合に、必要に応じて事業者によって保育を提供する。 ※申請時に、1の支援をする<u>連携施設との同意書</u>が必要となります。</p> <p>2. <u>地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿</u> ※困難な場合は令和6年度末までのできる限り早期に設定すること。</p>
--	--	---

職員配置・設備基準の留意事項

(1) 施設責任者について

- ・申請後の施設責任予定者の変更は、原則認められません。
- ・常勤職員のうち保育士資格を有し、児童福祉事業に2年以上従事した経験のある者を施設責任者として1人配置すること。

(2) 物件について

- ・建築基準法第7条第5項に規定する検査済証が交付されている建物であること。
- ・建築基準法における耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物であること。それ以前に建築されたものにあつては建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に規定する方法により行った耐震診断により、耐震上問題がない事が確認された建物であること。

(3) 内装改修工事について

- ・既存施設を改修して床面積が200㎡を超える保育施設を設置する場合、建築基準法で定める用途変更の手続きを必要に応じて行うこと。

(4) 保育室等について

- ・保育室は日照・通風に配慮すること。
- ・乳児室又はほふく室と保育室（以下、「保育室等」という。）は、部屋を仕切る等、安全の確保に留意すること。
- ・保育室等、調理室、便所（洗体設備を含む）は、それぞれ隔壁等により区画すること。また、調理設備は乳幼児の進入を防止する柵などを設けること。
- ・調理室又は調理設備とは別に調乳設備を設ける場合は、調乳を行う台の高さ以上の扉等で区画すること。
- ・調理室又は調理設備の計画にあたっては、事前に各区衛生監視事務所と協議すること。

(5) 安全対策について

- ・保育室等を2階以上に設ける場合は、乳幼児の安全確保のため、避難用施設の選択や避難経路、距離について十分配慮すること。
- ・兵庫県警への通報装置（県警ホットライン）、防犯カメラ、出入口への電子錠の設置など防犯上の対策を行うこと。
- ・搬入車両の駐車スペースは、児童と通行人等の安全に十分配慮した計画とすること。
- ・施設は、児童等の保健衛生及び危害防止に十分配慮した計画とすること。

(6) その他留意事項

- ・保育室等は、設定定員に応じた最低面積の1.2倍以上を確保することが望ましい。
- ・調乳室、医務室は独立していることが望ましい。
- ・保護者が利用できる送迎用駐車スペースは、近隣の駐車場を活用するなど路上駐車が発生することが無いように十分配慮すること。
- ・駐輪スペースについては、施設周辺に設けることが望ましい。
- ・施設内に利用者のベビーカー保管スペースを設けることが望ましい。

保育内容等について

(1) 保育内容について

- ・保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じる。（平成30年4月1日適用）

(2) 事業実施内容について

- ・延長保育（開所時間+1時間以上が望ましい。）及び一時預かりを実施すること。
- ・障がい児保育を実施すること。
- ・休日保育を実施することが望ましい。

(3) 保護者との連携

- ・保育を希望する児童及び保護者に事前面談を実施し、保育方針、内容、保育時間、利用料等の説明を行うこと。
- ・利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育従事者とで日々の利用状況の様子を適切に伝えあえる体制を整えること。
- ・保護者からの苦情に迅速に対応するため、苦情受付の窓口を設置し、連絡先を周知すること。詳しくは、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情処理解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日児発第575号）でご確認ください。

(4) 食事の提供

- ・利用する乳幼児に対して、昼食（主食・副食）及び間食を提供すること。
- ・離乳食やアレルギー食等を含め、一人ひとりの心身の状況に配慮した「食」の提供を行うこと。
- ・食事の提供は、原則、施設内にて調理する方法（自園調理）によること。ただし、一定の基準（調理終了後から2時間以内に喫食が可能など）を満たす場合は、連携施設等から給食を搬入することを可能とする。

(5) 健康診断

- ・利用児童に対し、入所前健康診断及び、少なくとも年2回の定期健康診断を実施すること。
- ・職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理及び調乳・配膳に携わる者は毎月検便を行うこと。（但し、6～10月の間は、月2回検便実施。）

(6) 研修の実施等

- ・業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。

(7) 連携施設

【小規模型のみ】

- ・乳幼児の保育に関する相談支援・指導のほか、満2歳以上を中心に屋外遊戯場の定期的な利用支援等を行う連携施設を確保し、定期的に保育内容の支援を受けること。

【小規模型・保育所型共通】

- ・地域枠に入所する児童の3歳以降の受け皿となる連携施設を確保すること。

※困難な場合は、令和6年度末までのできる限り早期に設定すること

(8) その他

- ・施設賠償責任保険、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度へ加入すること。

運営費等

当該公募により選定され、施設基準等を満たして認可され、特定地域型保育事業者として確認を受けた事業者は、保育事業の運営に必要な経費として「地域型保育給付費」（公定価格から、保護者から徴収する規定の利用者負担を差し引いた額）を受給することができます。

(1) 利用者負担

地域枠に入所する児童の保護者から徴収する利用者負担は、市（保護者の居住地の市町村）が決定した額になります。（従業員枠の利用者負担は事業者で設定。）

※現行の利用者負担額は、神戸市ホームページ

[神戸市：保育認定を受けた子どもに係る利用者負担額（保育料）（kobe.lg.jp）](http://kobe.lg.jp)でご確認ください。

【給付対象範囲（イメージ）】

対象	項目	支給認定を受けた、 <u>地域枠</u> に入所する乳幼児	支給認定を <u>受けた従業員枠</u> に入所する乳幼児	支給認定を <u>受けていない従業員枠</u> に入所する乳幼児
3歳未満の乳幼児	公費負担 【地域型保育給付費】	給付対象	給付対象 ※給付費は地域枠に入所する児童の84%	給付対象外
	利用者負担 【保育料】	<u>市基準</u>	事業者で設定 ※市基準で定める範囲内	事業者で設定

(2) 実費徴収

- ・日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用
- ・行事に参加する費用

上記を含め、実費徴収を行うものについては、保護者に書面によって用途・金額・理由を説明し、同意を得る必要があります。

改修費等（事業所内保育施設整備事業補助金）

地域の子どもを受入れる為に必要な改修費等を対象とした補助金があります。（別添 事業所内保育施設整備事業補助金交付要綱 参照）

項目	補助基準額	補助率
改修費等	4,000,000円（予定） 【実際にかかった改修費と上記補助基準額の低いほうの 4分の3を補助】	3/4

※実際の補助金の交付額は、補助申請、実績報告に基づき確定された額となります。

事業者の選定について

応募書類に基づき、主に以下の評価項目（予定）について審査し、事業者を選定します。

- ①本市施設整備計画等との整合性
- ②定員及びその構成の妥当性
- ③設置主体の適格性
- ④用地等確保の確実性
- ⑤整備資金調達の確実性
- ⑥周辺環境、立地の妥当性

（※ P.2の募集地域（1）～（4）の順に高得点となります）

- ⑦施設計画、運営計画の妥当性
- ⑧従業員枠の利用見込み
- ⑨職員配置計画、保育士等の確保方策の具体性

ただし、法人及びその運営する教育・保育施設の運営状況、計画地周辺の保育需要及び周辺施設の状況等によっては、選定されない場合があります。

なお、応募書類の提出後、内容の確認等のためヒアリングの実施や追加資料の提出を求める場合があります。

申込方法

（1）申込様式の配布

申込様式の配布を希望される方は、神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）のメールアドレスshinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jpまでEメールにてご連絡ください。

Eメールでのご連絡にあたっては、件名を【神戸市事業所内保育事業者募集 申込様式希望】としたうえで、ご担当者様の部署名・氏名等を記載しておいてください。

（2）申込書提出期限：令和5年8月10日（木）23時59分Eメール到着分まで

（3）申込先： 神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）

上記（1）の申込様式及び「提出書類一覧」（P.12）に記載の書類を、神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）のメールアドレスshinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jpまで、データによりEメールで送付してください。

送付にあたっては、件名を【神戸市事業所内保育事業者募集 応募書類の送付】としたうえで、ご担当者様の部署名・氏名等を記載しておいてください。

また、提出書類は「提出書類一覧」（P.12）に記載のとおりファイル名を付けてください。

（例：1_申込書、14_工程表 等）

モデルスケジュール（予定）

選定後	設計協議（1ヶ月程度）
設計協議後	公告（土日祝を除く10日間程度）
公告の指定日	設計金額が250万円を超える場合、公募型指名競争入札
入札日	入札参加業者決定した2週間後
工事契約	工事着工
	設計変更協議（簡易な追加工事や変更等があれば）
	工事竣工・市による工事完了検査
	完了検査での指摘事項是正工事
	保育開始

留意事項

1 入所児童について

- （1）本事業の地域枠入所児童は、区による利用調整の上、利用者と事業者との直接契約となります。市において入所児童数の確保を保証するものではありません。
- （2）従業員枠の利用見込み数を社内調査の実施等により具体的に把握した上で、事業計画を策定し、応募してください。

2 施設整備（改修）について

- （1）事業者自らの責任において、近隣住民等に対し、建築計画及び工事内容について十分に説明を尽くし、理解を得るよう努めるとともに、工事中の騒音・振動の防止、工事車両通行の安全確保等について適切な措置を講じてください。
- （2）施設整備にあたって、必要な建築確認、許可等について関係機関（指定確認検査機関（または神戸市建築住宅局建築指導部）、消防局、等）と協議の上、令和6年4月までの開設が確実に見込める計画で応募してください。
- （3）設計図書は、本募集案内に定める基準によるほか、建築基準法、消防法等の関係法令に適合するよう作成の上、本市の承認を得るものとします。
- （4）予算額250万円超の補助対象工事については、法人による「公募型指名競争入札」により請負業者を決定することとなります（改修費補助を受けない場合を除く）。手順・留意事項については選定後にお知らせいたします。なお、予算額250万円以下の工事についても施工業者3社以上の相見積により決定することとします。
- （5）開設前に、各種関係法令に基づく必要な手続きを行ってください。

3 運営について

- （1）運営内容については、本市の指導を遵守してください。
- （2）施設の管理運営に伴う看板・夜間照明・車両の出入り・路上駐車・騒音等により、近隣の住宅環境を害さないよう配慮し、近隣から苦情・要望等があった場合は事業者の責任において誠意をもって対応し、地域住民との良好な関係構築に努めてください。

4 その他

- (1) 本募集案内は令和5年6月現在の法律、政省令、条例等に基づいて記載しています。
- (2) 本募集案内に記載された事項を遵守してください。
- (3) 設計内容、地元地域との関係及び本事業の運営内容について本市の指示・指導があるときは、これに誠実に従ってください。
- (4) (2) 及び (3) に違背する場合や申込内容に虚偽があったことが判明した場合は、認可等しないことがあります。

問合せ先

神戸市こども家庭局幼保振興課（施設調整担当）

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館8階

電話：078-322-6848 FAX番号：078-322-6042

E-mail：shinkou_seibi@office.city.kobe.lg.jp

提出書類一覧 ※色つきは受託事業者も提出すること

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
1	申込書	様式あり	<input type="checkbox"/>
2	誓約書	様式あり	<input type="checkbox"/>
3	法人調書	様式あり	<input type="checkbox"/>
4	事業計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
5	職員配置計画書	様式あり	<input type="checkbox"/>
6	履歴書	※雇用予定者がいる場合	<input type="checkbox"/>
7	付近見取図*	① 最寄り駅 ② 公園 園と上記①～②の位置関係及び実際の道のり (道路距離)を明記すること。	<input type="checkbox"/>
8	平面図・立面図・配置図	各部屋の面積(壁芯・内法)を記載し、 避難経路は平面図に朱書きすること	<input type="checkbox"/>
9	各室別面積表	様式あり	<input type="checkbox"/>
10	物件の外観写真*	2方向以上の角度から令和5年7月1日以降に 撮影し、物件の外観が鮮明にわかるもの (L判フルカラーで印刷)	<input type="checkbox"/>
11	検査済証の写し*	本事業を実施する物件の検査済証の写	<input type="checkbox"/>
12	見積書(工事)	施設改修工事の見積書 (設計業者名が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
13	見積書(設計監理)	設計監理の見積書 (設計業者名が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
14	工程表	工事区分ごとに記載 (設計業者名が記載されているもの)	<input type="checkbox"/>
15	連携施設との同意書	3歳以降の受け皿となる連携施設との同意書	<input type="checkbox"/>
16	賃貸借契約書	契約未締結であれば、賃貸人からの事業に供す ることを認める同意書の写し (自己所有物件の場合を除く)	<input type="checkbox"/>
17	賃貸物件概要書	様式あり	<input type="checkbox"/>
18	開園後の資金収支予算書 (3か年)	様式あり	<input type="checkbox"/>

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
19	設置事業者の決算書	財務諸表（過去3か年分）	<input type="checkbox"/>
20	預金残高証明書の写し	預金残高証明書は1ヶ月以内に発行されたもの ※残高証明が複数になる場合は、証明日を統一すること	<input type="checkbox"/>
21	物件の登記簿謄本*	1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
22	定款及び 履歴事項全部証明書*	履歴事項全部証明書は1ヶ月以内に発行されたもの	<input type="checkbox"/>
23	納税証明書等 (過去3か年分)	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税に係る納税額等の証明、所得金額の証明、滞納処分を受けたことがないことの証明（1ヶ月以内に発行されたもの） ※法人が収益事業を実施していない等により、納税証明が発行できない場合は、「納税証明が発行できない理由を記載し、法人代表者印を押印した申請書（任意様式）」の提出が必要です。	<input type="checkbox"/>

【条件に応じて提出が必要となる書類】

NO	提出書類	注意事項	チェック欄
1	耐震診断により耐震上問題がない事を証する書面	S56.5以前に建築された建物の場合	<input type="checkbox"/>
2	融資の確実性を示す資料	当該施設整備等に係る資金のうち法人自己負担分を金融機関等から融資を受ける場合のみ提出が必要です。	<input type="checkbox"/>
3	委託契約書の写し	保育所運営を他法人に委託している場合	<input type="checkbox"/>